東京法務局所属公証人渡邊徳昭は願により公証人を免ぜられた。

木下雅博は公証人に任命され、東京法務局所属公証人渡邊徳昭の後任を命ぜられた。（以上五月二十六日）

那覇地方法務局所属公証人與那覇朝則は願により公証人を免ぜられた。

中里直人は公証人に任命され、那覇地方法務局所属公証人與那覇朝則の後任を命ぜられた。（以上七月二日）（法務省）

国土調査の成果の認証の公告

国土調査の結果作成された成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により令和七年六月三十日付けをもって認証したので、同条第四項の規定により公告する。

令和七年七月十四日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　成果の名称

令和六年度効率的手法導入推進基本調査図及び令和六年度効率的手法導入推進基本調査簿

二　前項に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　群馬県渋川市、京都府八幡市、熊本県菊池市のそれぞれ一部

公　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人境野智子の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年７月14日　名古屋法務局

元当局所属公証人髙橋和弘の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年７月14日　名古屋法務局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告